

報告第4号

令和7年3月3日

令和6年度定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項第9号の規定により、令和6年度定期監査の結果について、別紙のとおり報告します。

新宮町議会議長 松 井 和 行 様

新宮町監査委員 吉 田 雅
新宮町監査委員 温 水



令和6年度定期監査の結果について

このことについて、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項により結果を報告します。

記



1 監査の種類 定期監査

2 監査の期日 9月27日(金)から1月14日(火)のうち8日間

3 監査の対象及び内容

全課・局の令和5年度の事務事業について監査を実施。監査にあたっては、事前に関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、関係職員からの説明聴取及び実地調査を行った。なお、監査は新宮町監査基準に準拠し実施した。

4 着 眼 点

監査の対象に係る事務事業の執行が法令等に適合し、正確で、合理的かつ効率的に行われているかを主眼に実施

5 監 査 意 見

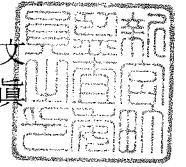
監査の結果は、概ね良好であると認められた。

なお、以下の点について精査、対応していただきたい。

- (1) 行政財産の管理について、一部の施設において自動販売機の設置に係る行政財産使用申請等の事務処理がなされていなかった。これは、施設が町に譲渡された際の確認不足が原因と思われる。早急に条例、規則等に基づく適正な処理をされたい。また、今後においても施設の新設及び譲渡等される場合や管理体制が変更になる場合は、関係法令等に基づいた事務処理を適切に行われたい。
- (2) 自動販売機の設置に伴う事務処理については、それぞれ行政財産使用料条例や公園条例等に基づき実施されているが、使用料の額を定める規則や電気料を定めた内部規定は制定当時のままである。適正な使用料及び電気料になっているか等検証を行い、見直しも含め検討されたい。また、公有財産の有効活用による財源確保策の一環として、自動販売機設置を活用した財源確保についても検討されたい。
- (3) 各課・局から提出された事業調書(12節委託料)を見ると、毎年継続して同様の業務を単年度の随意契約で実施していた。複数年契約を行うことで事務の軽減や経費の縮減の効果も期待されるので、業務内容を精査・検討されたい。また、複数年同一業者と随意契約している場合、新規業者の参入等の状況変化で競争入札による方法が可能となっていないか検証し、適切な契約事務を実施されたい。

新宮町長 桐 島 光 昭 様

新宮町監査委員 吉 田 雅
新宮町監査委員 温 水



令和6年度定期監査の結果について

このことについて、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項により結果を報告します。

記



1 監査の種類 定期監査

2 監査の期日 9月27日(金)から1月14日(火)のうち8日間

3 監査の対象及び内容

全課・局の令和5年度の事務事業について監査を実施。監査にあたっては、事前に関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、関係職員からの説明聴取及び実地調査を行った。なお、監査は新宮町監査基準に準拠し実施した。

4 着 眼 点

監査の対象に係る事務事業の執行が法令等に適合し、正確で、合理的かつ効率的に行われているかを主眼に実施

5 監 査 意 見

監査の結果は、概ね良好であると認められた。

なお、以下の点について精査、対応していただきたい。

- (1) 行政財産の管理について、一部の施設において自動販売機の設置に係る行政財産使用申請等の事務処理がなされていなかった。これは、施設が町に譲渡された際の確認不足が原因と思われる。早急に条例、規則等に基づく適正な処理をされたい。また、今後においても施設の新設及び譲渡等される場合や管理体制が変更になる場合は、関係法令等に基づいた事務処理を適切に行われたい。
- (2) 自動販売機の設置に伴う事務処理については、それぞれ行政財産使用料条例や公園条例等に基づき実施されているが、使用料の額を定める規則や電気料を定めた内部規定は制定当時のままである。適正な使用料及び電気料になっているか等検証を行い、見直しも含め検討されたい。また、公有財産の有効活用による財源確保策の一環として、自動販売機設置を活用した財源確保についても検討されたい。
- (3) 各課・局から提出された事業調書(12節委託料)を見ると、毎年継続して同様の業務を単年度の随意契約で実施していた。複数年契約を行うことで事務の軽減や経費の縮減の効果も期待されるので、業務内容を精査・検討されたい。また、複数年同一業者と随意契約している場合、新規業者の参入等の状況変化で競争入札による方法が可能となっていないか検証し、適切な契約事務を実施されたい。